2022 年 12 月 1 日より

逗子市における開発事業の手続フロー

逗 子 市 まちづくり条 例

➢ 一定規模以上の開発行為等

（窓 口 相 談）

構想届出書の提出・告示
表示板の設置
関係住民への周知 19～20 条

構想届出書提出の翌日から **5 日以内**に表示板を設置

住民説明要求期間：構想届出書の告示の翌日から **21 日間**（中規模開発事業はなし）

事前相談申出書の提出・告示 21 条

周辺住民説明要求期間：事前相談申出書の告示の翌日から **1 ヵ月**

近隣住民への説明会の開催等 22 条

各課との協議
関係機関との協議 36～47 条

事前協議申請書の提出
告示・縦覧
【事前協議事項】
・まちづくり基本計画に関する事項
・推進地区基本計画及び地区まちづくり協定に関する事項
・つくる条例の評価書・完了書の内容に関する事項
・景観条例の配慮書・完了書の内容に関する事項
・説明会の開催等に関する事項
・開発事業の基準等に関する事項
23 条

縦覧期間：事前協議申請書の告示の翌日から休日を除く **3 週間**（中規模開発事業・特定小規模開発は 2 週間）

公聴会の開催 34 条

市長の報告書
告示・縦覧 35 条

縦覧期間：報告書の告示の翌日から休日を除く **3 週間**

議会に対する開発事業賛否に係る意見の求め 35 条

議会の意見表明 35 条

確認通知書交付までの標準処理期間（公聴会開催無）
約 6 カ月

協 定 の 締 結 25 条

事前協議確認通知書の交付・告示 26 条

都市計画法第 32 条協議

許認可の申請等の経由
・開発行為許可申請
・道路位置指定の申請
・宅造許可申請
・建築確認申請 など

神奈川県横須賀土木事務所

許認可の申請等

※市条例手続きと並行して神奈川県との相談・協議を進めてください。

着手届の提出・告示 29 条

完了届の提出 31 条

開発事業が完了した日の翌日から **10 日以内**に完了届を提出

完了検査・適合証の交付 31 条

完了届の提出の翌日から **14 日以内**

検査を終了した日の翌日から **10 日以内**

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

（窓 口 相 談）

（事前相談書の提出）

環境影響評価書案の提出 7 条

環境評価審査委員会は不定期開催。日程調整のうえ、開催日の **2 ヶ月前**までに正 1 部、副 12 部を提出

環境影響評価書案の概要を公示・縦覧 8 条

縦覧期間：告示日の翌日から休日を除く **20 日間**（小規模対象事業は 10 日間）

関係人への説明会 9 条

縦覧期間内に開催

市民からの意見書 10 条

公聴会の開催 11 条

環境影響評価書案の告示日から **30 日**（小規模対象事業は 15 日）以内に作成提出できる

見解書の提出
見解書の概要を公示・縦覧 12 条

縦覧期間：告示日の翌日から休日を除く **10 日間**

環境評価審査委員会への諮問・答申 13 条

審査書の送付・概要の公示 14 条

環境影響評価書の提出
環境影響評価書の概要を公示 15 条

完了書の交付・公示・縦覧 16 条

縦覧期間：完了書の告示の翌日から休日を除く **7 日間**

着手届
公示 21 条

完了届
公示 22 条

事後の評価 28 条の 2

逗 子 市 景 観 条 例

➢ 一定規模以上の開発行為等

（窓 口 相 談）

事前相談書の提出 19 条

景観審査委員会は不定期開催。日程調整のうえ、開催日の **14 日前**までに正 1 部、副 12 部を提出

景観配慮書案の提出 20 条

縦覧期間：告示日の翌日から休日を除く **20 日間**（小規模対象事業は 10 日間）

縦覧期間内に開催

景観配慮書案の概要を公示・縦覧 21 条

景観配慮書案の告示日から **30 日**（小規模対象事業は 15 日）以内に作成提出できる

関係人への説明会 22 条

開催日から約 30 日後に通知

景観配慮要望書

報告

市民からの意見書 無 23 条

市民からの意見書 有 23 条

公聴会の開催 24 条

見解書の提出 25 条
見解書の概要を公示・縦覧

景観審査委員会への諮問・答申 26 条

景観配慮書案の縦覧後、必要があるときに開催。開催予定日の **10 日前**に告示（小規模対象事業は不要）

審査書の送付・概要の公示 27 条

配慮書の提出
配慮書の概要を公示 28 条

縦覧期間：告示の翌日から休日を除く **10 日間**

完了書の交付・公示・縦覧 29 条

縦覧期間：完了書の告示の翌日から休日を除く **7 日間**

※ 紛争調整制度

関係住民と事業者間の紛争調整
（まちづくり条例 第 6 章）

紛争調整 あっせん 49 条

紛争調整 調停 50 条

紛争調整の打切り 49・50 条

※紛争調整制度は、事前協議申請書が提出された日（公聴会の開催・議会意見の求めがあった場合は、それらの手続きが終了した日）以後より手続きが可能となります。

逗 子 市 まちづくり条 例

➢ 特定小規模開発事業
➢ 特定開発事業Ａ
➢ 特定開発事業Ｂ

※ 別フローをご参照ください。

逗 子 市 景 観 条 例

➢ 特定小規模景観形成行為

窓 口 相 談

（開発許可申請、建築確認申請または行為着手の 30 日前までに）
景観配慮書の提出 28 条 3 項
・建築行為等に関する届出 16 条 2 項（景観法 16 条 1 項）
・屋外広告物に関する行為の届出 16 条の 2

景観審査委員会への諮問・答申 29 条 5 項 38 条 6 項

勧告・公表 38 条
勧告 景観法 16 条 3 項
命令 景観法 17 条 1 項

景観計画の適合審査
適合確認通知書交付 29 条

建築確認申請経由

（屋外広告物）

行為着手・完了届 31 条 32 条